

## 令和3年度ふるさと納税広報ツールデータ作成及び更新等業務仕様書

### 1 業務名

令和3年度ふるさと納税広報ツールデータ作成及び更新等業務

### 2 業務目的

神戸市が取り扱うふるさと納税返礼品の魅力を効果的に発信するため、パンフレット、チラシ、ポスター等の広報ツールデータを作成する。同時に各データをウェブ上で公開し、閲覧者がダウンロードして利用できるように掲載する。

また、リピーター及び新たな寄附者の獲得を図るため、定期的にパンフレット等の内容や構成を更新し、最新の情報を提供する。

<展開を検討している媒体（今後追加の可能性あり）と主な使用方法>

- ・パンフレット…ウェブ上での閲覧、印刷して過去の寄附者や希望者等に配布
- ・チラシ…印刷して首都圏でのポスティング等
- ・ポスター…市外の駅やイベント等での掲示
- ・ショップカード…HPのQRコードを掲載し、返礼品参加事業者や市職員がPRに利用 等

### 3 業務内容

(1) 受託者は、プロポーザルでの企画提案内容及び本市が提供する返礼品データに基づき、ふるさと納税の広報に使用する広報ツールデータを作成する。

初回納品時は必ず下記内容を含んだ各媒体用データを提出すること。初回納品以降、他媒体での広報ツールデータが必要になった場合は、仕様や規格等を相談のうえ作成する。

なお、パンフレット用データをメインビジュアルとして、他媒体への展開を図るため、他媒体での展開を前提としたメインビジュアルにすること。

#### I) パンフレット用データ（初回納品時 表紙・裏表紙含み全32ページ）

- ①表紙
  - ②神戸市の紹介ページ（P. 1～2）
  - ③ふるさと納税制度の紹介ページ（寄附申込から控除までの流れ）（P. 3～4）
  - ④ふるさと納税寄附の使い道紹介ページ（P. 5～6）
  - ⑤ふるさと納税寄附実績及び寄附の使い道実績紹介ページ（P. 7～8）
  - ⑥返礼品一覧ページ（P. 9～10）
  - ⑦返礼品紹介ページ（P. 11～30）
- （内訳）神戸ビーフ5P（肉3P、加工品2P）  
酒類2P（日本酒1P、その他1P）  
スイーツ3P  
飲料2P（コーヒー1P、紅茶1P）

加工品 2 P  
海産物 1 P  
スポーツ 1 P  
旅行 4 P

⑧裏表紙

⑨その他、本事業の目的を果たすために効果的なものがあれば提案すること。

II) ポスター用データ

- ①神戸市の紹介
- ②ふるさと納税寄附の使い道紹介
- ③返礼品写真

III) チラシ用データ

- ①神戸市の紹介
- ②ふるさと納税寄附の使い道紹介
- ③返礼品写真

IV) ショップカード用データ

- ①返礼品写真
- ②QRコード

(2) 資料収集及び本市から提供する情報により、上記ページ作成に関わる原稿を作成する。

(3) 上記(1)～(2)の業務で作成したデータを、初回納品時以降、掲載内容の変更に伴い更新するとともに、返礼品の増加に合わせ、掲載品の追加や目次やカテゴリーの構成等の更新を行う。

4 成果物の仕様及び規格

(1) ふるさと納税広報ツールデータ

形式：PDF 及び .ai データ 2種類（アウトラインあり、アウトラインなし）

仕様：フルカラー

印刷時仕上がり：下記の通り

I) パンフレット用データ

サイズ：印刷時A 4判縦仕上がり

製本方法：中綴じ

ページ数：32 ページ以上（表紙・裏表紙含む）

II) ポスター用データ

サイズ：印刷時B 1、B 2判縦仕上がり

III) チラシ用データ

サイズ：印刷時A 4判縦仕上がり

IV) ショップカード用データ

サイズ：名刺大

(2) ふるさと納税広報ツールデータの更新・追加

I) 掲載情報の変更に伴う軽微な修正や、新規返礼品ページの追加

頻度：毎月

新規返礼品ページの追加：4 P

スケジュール（イメージ）：①毎月15日頃に必要情報や返礼品データを連絡

②翌月10日頃に更新後のデータを納品

校正回数：1回

II) 返礼品増に伴うカテゴリーの追加や全体構成の見直し

頻度：2か月に一度

スケジュール（イメージ）：2か月に一度、上記I)のスケジュールに合わせて実施

校正回数：2回

5 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

※ただし、初回のデータ納品は10月14日（木）までに行うこと。

6 その他の事項

(1) 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行責任者をおくこと。

(2) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときは、この限りではない。

(3) 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権は以下に定めるところによる。

①成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は発注者である神戸市に無償で譲渡するものとする。

②受託者は、本市の事前の回答を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

(4) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(5) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については本市と受託者とが協議して定めるものとする。

(6) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。